

今治広域都市計画地区計画の変更（今治市決定）

都市計画鳥生地区（土橋）地区地区計画を次のように決定する。

名 称		鳥生地区（土橋）地区計画
位 置		今治市土橋町の一部
面 積		約 2.1ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、幹線道路鳥生大浜八町線沿線に位置しており、この優れた立地条件を生かし、沿道地区については家具製造販売や沿道サービス施設等の立地を、背後地については良好な居住環境を育成することで、建築物の誘導を積極的に推進し安心して快適な都市環境の形成を目標とする。
	土地利用の方針	以下の土地利用区分を基本に良好な市街地環境の形成を図る。 ①沿道サービス複合地区 恵まれた交通条件を生かして、家具製造販売、住宅展示場、沿道サービス施設が立地する土地利用誘導を図る。 ②専用住宅地区 既存の住宅と新しい住宅とが調和した、良好な住宅街区としての土地利用の誘導を図る。
	地区施設の整備方針	地区施設として、幅員 6 m、4 m の区画道路を適正に配置し、整備を図る。
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	1. 建築物の用途、建築物の壁面の位置等の制限を行うことにより、良好な居住環境の形成を図る。 2. かき、柵の構造等の規制により、緑豊かな街区景観の維持・向上を図る。

地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模		1. 道路 区画道路 幅員4m 延長計 約100m		
	地区の区分	区分の名称	沿道サービス複合地区	専用住宅地区	
		区分の面積	約1.5ha	約0.6ha	
	建築物に関する事項	建築物等の形態 又は意匠の制限		壁面の位置の制限 建築物の壁もしくはこれに代わる柱の面から道路境界線を除く敷地境界線までの距離の最低限度は0.5mとする。	
		かき又はさくの構造の制限		道路に面するかき又は柵は生垣あるいはネットフェンス・鉄柵等とし、ブロック塀その他に類するものは築造してはならない。 ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りではない。 (1) 高さが1.5m以下のもの (2) 門 (3) 門の袖でその長さが2.0m以下のもの	
備 考					

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、幹線道路鳥生大浜八町線沿道に位置しており、この優れた立地条件を生かし、沿道地区については家具製造販売や沿道サービス施設等の立地を、背後地については良好な居住環境を育成することで、建築物の誘導を積極的に推進し、安心して快適な都市環境の形成を図る「鳥生（土橋町1丁目）地区地区計画」を行うものである。